

多機能型(複数の事業を組み合わせる場合)の特例

多機能型とは	<ul style="list-style-type: none">□ 多機能型とは、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童福祉法に基づく児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援(以下「指定通所支援」という。)の事業のうち、2以上の事業を一体的に行うこと(児童福祉法に基づく事業のみを行う場合を除く)をいう。□ 多機能型による事業所に係る指定は、多機能型事業所として行う障害福祉サービスの種類ごとに行う。□ 事業の追加については、事業の変更ではなく、当該事業の追加指定が必要。 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"><p style="text-align: center;">* 一体的な運営の判断基準</p><p>同一管理者が事業所の管理を行うことその他、事業所の管理運営方法が次のとおりであること</p><ul style="list-style-type: none">①利用申込みに係る調整、職員に対する技術指導等が一体的であること②事務所間で相互支援の態勢があること③事業の目的や運営方針、営業日・営業時間、利用料等の運営規程が一本化されていること④職員の勤務体制、勤務内容等の管理方法が一元的であること⑤人事、給与・福利厚生、勤務条件等に関する職員の管理方法が一元的で</div>
--------	--

(1) 利用定員に関する特例

①利用定員に関する特例	<ul style="list-style-type: none">□ 一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(宿泊型自立訓練の利用定員は除く。)の合計が20人以上である場合は、各事業の利用定員を以下に掲げる人数とすることができる。<ul style="list-style-type: none">・生活介護 6人以上・自立訓練(機能訓練) 6人以上・就労移行支援(認定就労移行支援事業所を除く) 6人以上・指定通所支援 5人以上・自立訓練訓練(生活訓練) 6人以上<li style="padding-left: 40px;">ただし宿泊型自立訓練と自立訓練(生活訓練)を併せて行う場合は、 宿泊型自立訓練 10人以上 かつ 自立訓練(生活訓練) 6人以上・就労継続支援A型 10人以上・就労継続支援B型 10人以上
-------------	---

(2) 職員の員数等に関する特例

<p>① サービス管理責任者の員数の特例</p>	<p>□ 多機能型事業者に置くべきサービス管理責任者の員数は、各指定障害福祉サービス事業所ごとに置くべき員数にかかわらず、利用者の合計の区分に応じ以下の通りとする。 (ただし、多機能型児童デイサービス事業所を除く)</p> <p>① 当該多機能型事業所の利用者の数が60人以下の場合 1人以上</p> <p>② 当該多機能型事業所の利用者の数が61人以上の場合 1人に60を超えて40人 を増すごとに1人を加えた数以上。</p>
--------------------------	--

(3) 設備の特例

<p>① 設備及び備品</p>	<p>□ サービス提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。</p>
-----------------	--